

## 前回（第 5 回）会議のヒアリング概要及び委員からの意見

## 1. 議事：

- (1) 藤井委員からの報告
- (2) 障害者権利条約対日審査について
- (3) これまでの検討会議における主な意見について

## 2. 概要：

## (1) 藤井委員からの報告

- 上越教育大学では、教育委員会等との連携のもと自立活動の研修を実施している。自立活動に関する現職研修は、オンライン研修と授業づくり研修の二本柱で実施。例えば、教科指導を行う通常の学級の教員と通級指導担当教員が連携して個別の指導計画を作成し、授業づくりを検討し合うプロセスを踏むことにより、教員間が学び合い、児童生徒の抱える困難さへの気づきを高め、互いの専門性を育んでいる。
- 通級による指導を初めて担当する教員は、他教科の授業づくりと異なる手続や、指導内容が予め決まっていないことに対する不安があるため、自立活動の理念を学習し、公正な手続の重要性を理解する必要がある。
- 通級指導担当教員の育成は、通級による指導の経験を重ねた教員が中心的な担い手となりOJTで実施。
- 小中学校における特別支援教育の推進には、管理職の理解が不可欠。管理職を対象とした研修は拡散型であり、受講した管理職が主体となり、自校の実態に合わせて特別支援教育に関わる校内研修を実施。今後、実践の評価を図る予定。
- 教育委員会との繋がりを持つ実務家教員との連携により、教育委員会研修が円滑に進んだ。

## 【意見交換】

- 通常の学級の教員と通級指導担当教員との授業づくりの様子は。
- 通級指導担当教員が通常の学級に入って児童の学びの困難さを把握し、通常の学級での学びの様子を踏まえて通級指導教室での指導内容、指導計画を修正。学級担任が通級による指導を受けている様子も見るなど、お互いに連携し往還しながら授業づくりを進めた。通常の学級にも障害のある子供が在籍するため、インクルーシブ教育を実践するという観点で熱心に取り組んでもらっていた。
- 多様な障害種があるため一概には言いにくいとも思うが、自立活動の自立とは何を指しているのか。個別の指導計画作成を通級指導担当教員のみで担うのは負担ではないか。
- 自立活動の目標は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章の目標に集約される。理念は、障害による学びの困難さを児童生徒が主体的に改善・克服し、教科等の学びの主体になっていくのをサポートすること。通級指導担当教員 1 人の責任で行わせる事は負担であるほか、個々の困難さを 1 人の教員が把握できるのかという懸念もあるため、通級指導担当教員、通常の学級の教員、

学年部の教員等の複数の教員から情報を得て授業を実施している。

- 支援が必要な児童生徒は、障害のある児童生徒に限らないのではないか。
- 通級による指導を実際に受けている児童生徒の中にも、障害の判定を受けていないケースがある。個別最適な学びを保障する上でも、自立活動の視点は非常に有効。
- 研修の効果について評価したデータなどはあるか。
- 評価の重要性は認識。今後、検討していきたい。
- オンライン講義は、通級指導担当教員の研修を十分に実施できない小さな市町には非常に有用。通級指導担当教員以外の教員も調査研究の対象としていたか。
- 自立活動の理解を広める中核が通級担当教員であるため、主な対象を通級担当としたが、その他も研修受講可能としていた。支援員の参加が芳しくないため、周知をしていきたい。特別支援学校教諭は、体制整備に限界もある。特別支援学校がセンター的機能を発揮するため、特別支援学校にも案内しているところ。
- 研修を受講した方の今後の拡散方策、地域への展開方法は。
- 拡散型研修を受けた後、自校で広めていくために、校長やコーディネーター等が積極的に他の学校の教員と連絡を取り合い連携するといった成果はあった。
- 研修で学んだことをどう生かすかが課題。何をもって自立活動を理解し、実施できているのか等、教員自身の個別の計画や計画が必要ではないか。目標をどこまで明確に提示しているか。また、個々の目標に応じて通級担当教員等がフィードバックを受ける機会はあるか。
- 行動目標の評価には至っていない。
- 社会モデルの理解が重要。ユニバーサルな環境設定や合理的配慮の重要性を伝える内容の研修を行っているか。
- 教授行動が環境要因になるということを教員に気づいてもらい、教室配置、環境、合理的配慮について、授業づくりの中で1つ1つ確認しながらPDCAを行っている。
- 授業づくり研修は通級による指導の対象となる13人全員分を行っているのか。
- 通級指導担当教員は13人以上を担当しており、その全員について行う事は難しいが、年間1事例でも、教員の自立活動への理解や指導目標、指導内容を導く手続についての考え方を学ぶ機会として活用できると考える。
- 上越教育大学の取組は、研究者教員、実務家教員が教育委員会と連携する良い事例。全ての教員が自立活動を理解し、通常の学級でも活かしていく、あるいは管理職と全ての教員が一体となって学校全体で進めて行くことが意図されている。
- 自立活動の中での自立とは何を意味するか、自立活動そのものが何を指し、教員や児童生徒本人がどのような学びをしていくかが問われていることを改めて感じた。

## (2) 障害者権利条約対日審査について ※意見交換のみ。

- 学びの場の決定主体の検討、特別支援教室構想について、委員の意見を聞きたい。
- 教員の質の保証と、新規採用後10年以内に特別支援教育に関する経験をする事との関係性。通級による指導を、新規採用されたばかりの教員ができるのか。

→特別支援学校や特別支援学級において臨時的任用教員の割合が通常の学級より多いことや、特別支援教育の経験のある校長が少ないという問題意識のもと、新規採用から概ね10年以内に特別支援学校等での経験をすることを求めている。通級による指導を未経験者がやることの難しさについては認識。

- インクルーシブ教育という文言について、改めて考える時期ではないか。特別支援学校という箱は必要なのだろうか。
- 勧告は、障害のある人とない人を分けた環境で教育することが、社会の分離につながるのではないかという考えのもと、教育や目的をどうしていくのかについて再考を促すものであったと考える。障害のない児童生徒も特別支援学校や特別支援学級に行く、障害のある子も通常の学級に行くというような相互の重なり合いが生まれない限り、本当の意味でのインクルーシブにはならないのではないか。
- インクルーシブ教育の目指す理想の形は何かとずっと感じてきた。皆一緒に生活する中で、一緒に過ごす時間を学校教育の中で確保しつつ、個に応じた指導も行い、障害のある人もない人も互いに理解し合うという将来の社会の縮図のような学校であってほしいと思う。インクルーシブ教育とは、皆が学校の中でもできるだけ一緒に過ごす理想型を求めていく事だと思う。基本的に分離している状況を前提とする限りは見えない壁を取っ払う事は難しいのではないか。
- 目指すべき理想をはっきりさせていくことが重要。また、それを実現していくにあたり、教員の専門性をどう考え担保していくかという観点が重要。特別支援学校教諭免許状だけでは不十分であり、通級指導教室の専門の免許があつてしかるべき。
- 教員養成の段階で、1単位のみならず、特別支援教育についてしっかり学ばせるべき。特別支援教育について学んだ教員が、特別支援学級や通級指導教室のみならず通常の学級も担当していくことが重要。また、地域での研修機会の担保も力を入れるべき。
- 特別支援教室構想は、全ての児童生徒が通常の学級に在籍することが大前提になり、それぞれのニーズに応じて、学びの場や学びの方法を考え、必要な人が配置されていくというもので、とても良いと思っていた。特別支援学校は、子供が学ぶ場として必要だが、障害者権利条約対日審査の勧告を受け、特別支援教室構想を再検討する事が必要ではないか。
- 全ての学校に通級指導教室があるのが理想だと考える一方、なり手がいないという問題があり、教員の志願者の減少も避けては通れない問題。専門性の向上は重要だが、個に応じた指導をするために不断の研究と修養が必要なことは、どの免許も変わらない。特別支援学級等に経験の浅い教員が配置され、採用形態も臨時的任用や再任用が約半分を占める中で、現場で学びながら育成する事が必須。
- 採用後10年以内に特別支援教育を担当させることについては、特別支援教育を担当できるセンスを持ったたくさんの教員が、特別支援教育に積極的に関わられるいい機会になると思う。
- 特別支援教育に限らず、義務教育などもっと大きな視点でインクルーシブ教育について話し合うべき。
- 今後のインクルーシブ教育のビジョンを改めて明確にし、義務教育全体としてインクルーシブをどう捉えて行くのかについての合意形成が重要。その上で、特別支援教室構想を改めて検討し、

原則通常の学級に在籍しつつ必要に応じて本人や保護者が別の場を選択できる権利を持つ制度をどう整えていくか、今後具体的に検討する事が必要。

- 教員の専門性の向上の観点で、若いうちに特別支援教育の経験をする有用性はあるかもしれないが、定数には数えず研修の位置づけで配置するなどの配慮が必要。また、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室は、通常の学級の教員を支える場所にもなるので、それらの担当教員の専門性を担保していく事が大切。
- インクルーシブな社会は、障害のある人をどう社会に適応させるかではなく、社会が障害のある人を受け入れられるように変わっていくことが究極の目的であるため、小中学校段階のみならず幼保小中高大まで一貫して縦串を刺した広い視野で考えるべき。特に小学校と幼保との連携についても、今後検討すべき。
- インクルーシブな教育を受ける権利という視点と、障害特性に応じた専門的な教育を受ける権利という視点を絡ませながら、教員の資質向上を如何に進めていくかが大切。

### (3) これまでの検討会議における主な意見について

#### 【意見交換】

- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について特化して議論すべき。知的障害のある児童生徒や、特別支援学校の判定を受けた児童生徒に対する通常の学級での支援の在り方について、特別支援教室構想の観点とともに検討すべき。
- 障害者権利条約の勧告を受けていない諸外国の制度についても参考にすべき。 オランダでは、幼児教育を終えた後、知的に境界域の児童や、軽度の遅れがある児童、中等度の遅れがある児童など、児童の状態に応じて専門性のある学校に進学すると聞いた。実際に訪問したディスクリシアを専門とする学校では、1年間の教育の後、読みができるようになった児童は元の学校に戻り、そうでない児童はマイスターを目指す中学校に進むという話を聞いた。
- 幼保での取組について先進事例を参考にすべき。
- 小学校の通級指導教室が増える一方で、中学校ではあまり伸びていないことから、中学校で通級による指導を受けたいにも関わらず受けられていない生徒がいる実態があるのではないか。中学校における通級による指導の今後の在り方や、課題について、検討を深めるべき。
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の周りの児童生徒について、障害特性や障害に対する理解啓発をどのように進めて行くべきか、今後検討すべき。